

ジャパン・レール・パス購入のための「在留届の写し」の申請案内

令和5年11月2日
在釜山日本国総領事館領事部

ジャパン・レール・パス引換証ご購入の「10年以上前の同じ月」より前に、総領事館に在留届を提出されている方で、継続して当館の管轄区域にお住まいの方は、「在留届の写し」を申請・取得することができます。在留届の提出日がお分かりにならない場合には、事前に領事部までご照会ください。

【ご参考】

JRグループが販売しているジャパン・レール・パスは、平成29年（2017年）6月1日より、「日本国籍を有して日本国外に居住している方」で「日本の旅券及び『在留期間が連続して10年以上であることを確認できる書類で、在外公館で取得したもの等』を有する方」の利用が可能になりました。詳細につきましては、[ジャパン・レール・パスのホームページ](#)をご覧ください。

1. 申請方法及び必要書類

（1）申請者の「在留届の写し」が必要な場合

申請者本人が直接来館して申請してください。代理申請を行うことはできません。

【必要書類】

- 交付申請書（当館備え付け。以下からダウンロードも可能です）
[「在留届の写し交付申請書」](#)（ワード）
- 旅券
- 現住所及び居住期間を確認できる書類（外国人登録事実証明書または外国人登録証）

（2）同居家族の方の情報も記載された「在留届の写し」が必要な場合

ジャパン・レール・パスを購入される方全員が来館して申請してください。ご家族全員が来館されない場合には、来館されないご家族が記入・署名した「個人情報提供に関する同意書」が必要です。なお、未成年のお子さんなど、旅券に記載されている署名が親権者等の代筆である場合には、ご本人の来館が必要です。

【必要書類】

- 交付申請書（当館備え付け。以下からダウンロードも可能です）
[「在留届の写し交付申請書」](#)（ワード）
※申請者（代表）の方の一部のみで可。
- 個人情報提供に関する同意書（当館備え付け。以下からダウンロードも可能です）（ご家族全員が来館されない場合に必要になります）
同居家族の方の[「個人情報提供に関する同意書」](#)（ワード）
- ご家族全員分の旅券（原本）
- ご家族全員の現住所及び居住期間を確認できる書類（外国人登録事実証明書または外国人登録証（原本））

2. 申請から発給までの所要日数

即日

3. その他

- 交付手数料は無料です。
- 在留届を提出してから10年以上経過していない場合には、10年以上韓国にお住まいであることが確認できる書類（外国人登録事実証明書等）を提出することにより、「[在留証明](#)」を申請・取得することが可能です（有料）。

（了）